



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 改正税法の遡及適用に違憲判決！

～土地建物等の譲渡損失の損益通算～

平成16年4月1日施行の税制改正で、土地建物等の譲渡損失についての損益通算が認められないこととなり、この規定が16年1月1日以後に行う譲渡について適用するとされましたが、このような遡及適用は許されるのでしょうか。今年、この遡及適用が憲法違反であるか否かについて、福岡と東京の2か所の地方裁判所において続けて判決が出されましたが、その判断は逆のものでした。今回はこの遡及適用が違憲であるとした納税者勝訴の判決を紹介します（平成20年1月29日福岡地裁・Z888-1312）（参考：納税者の請求を棄却した平成20年2月14日東京地裁判決――Z888-1313）（両判決とも控訴中）

### 1. 事案の概要

原告が、平成16年3月10日に住宅を譲渡したことによる損失が生じたとして、更正の請求をしたところ、同年4月1日施行の法律の改正により損益通算ができなくなったとして、更正すべき理由がない旨の通知処分を受けたことから、原告に不利益を及ぼす租税法規の遡及適用は許されないとして、通知処分の取消しを求めました。また、同改正で、一定の借入金を有する場合に損益通算を認める特例措置（新措置法41条の5、41条の5の2）が設けられましたが、原告は、生活上の必要から3回建物の買換えを行い、最初の建物の購入のために借りた会社からの住宅借入金を長年にわたって返済していたものの、本件譲渡資産や本件買換え資産に係る住宅借入金を有していなかったため、その適用も受けられませんでした。

### 2. 裁判所の判断

次のとおり、本件改正は、新設された特例の適用もなく、損益通算の適用を受けられなくなった原告に適用される限りにおいて、租税法規不遡及の原則（憲法84条）に違反し、違憲無効というべきであるとして、損益通算を認め、通知処分を取り消すべきであると判断しました。

- ① 租税法規不遡及の原則は絶対的なものではなく、租税の性質、遡及適用の必要性や合理性、国民に与える不利益の程度やこれに対する救済措置の内容、当該法改正についての国民への周知状況等を総合勘案し、遡及立法をしても国民の経済生活の法的安定性又は予見可能性を害しない場合には、個々の国民に不利益を及ぼす遡及適用を行うことも、憲法上許容されると解される。
- ② 被告は、所得税は期間税であり、未だ納税義務が成立していない暦年途中の法改正によってその暦年における所得税の内容を変更する本件改正は、既に成立した納税義務の内容を変更するものではなく、遡及適用に当たらないと主張している。しかし、納税者は、その当時存在する租税法規に従って課税が行われることを信頼して、各種の取引行為等を行うのであり、その信頼を保護し、国民生活の法的安定性や予見可能性の維持を図る要請は、期間税であるかどうかで変わりがないから、遡及適用に当たるかどうかは、新たに制定された法規が既に成立した納税義務の内容を変更するものかどうかではなく、施行前の行為に適用されるものであるかどうかで決せられるべきである。
- ③ 本件改正で遡及適用を行う必要性・合理性は一定程度認められはするものの、損益通算を廃止するかどうかという問題は、その性質上、その暦年途中に生じ、あるいは決定せざるを得ない事由に係っているものではないこと、本件改正は生活の基本である住宅の取得に関わるものであり、これにより不利益を被る国民の経済的損失は多額に上る場合も少なくないこと、平成15年12月31日時点において、国民に対し本件改正が周知されているといえる状況ではなかったことなどを総合すると、本件改正の遡及適用が、国民に対してその経済生活の法的安定性又は予見可能性を害しないものであるということとはできず、損益通算目的の駆け込み的不動産売却を防止する必要性も、駆け込み期間を可及的に短くする限度で許容されるのであって、それを超えて国民に予見可能性を与えないような形で行うことまでも許容するものではないというべきである。……………（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判27頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。